

平成 24 年 11 月 8 日

厚生労働省

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）における 指摘事項への対応状況

別表 今後 5 年間に講ずべき具体的施策

「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項 目	具 体 的 な 措 置、方 策 等	担当府省	実施時期
(3) 暮らし方の 変化に対応 した統計の 整備	○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚 生 労 働 省	平成 25 年調査 の企画時期ま でに結論を得 る。

【対応状況】

所得票及び貯蓄票の県別表章が可能か否かを判断するため、平成 23 年に試験調査の実施を検討していたが、財政事情により実施することが困難な状況となり、平成 25 年調査で対応することができなくなった。今後、改めて試験調査を実施し、その結果を踏まえ、平成 28 年調査で標本規模を拡大すること等について検討することとしている。